

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○生活保護法による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○生活保護法による指定医療機関の廃止 の届出 ()	1
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	1
○遊漁規則の一部変更の認可 (漁業管理課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	1
○告示 (県営住宅の家賃の収納事務の委託) の一部改正 (住宅課)	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	2
高知県公営企業局告示	
○高知県立病院に係る病院事業料金の収納事務の委託	2
高知県人事委員会規則	
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	2
○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	2
高知県人事委員会公告	
○高知県職員採用上級試験の実施	3
招請公告	
○招請 (芸西天文学習館天体観測システム整備業務の提案書の提出) の公告 (教育委員会事務局生涯学習課)	4

告 示

高知県告示第352号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成19年5月11日

高知県知事 橋本 大二郎

医療機関の名称	所 在 地	指 定 年 月 日
大川筋診療所	四万十市川登1106-4	平19・4・1
すこやかクリニック	吾川郡春野町芳原字北東原1316	〃 9
ック	-1	
川添歯科診療所	南国市岡豊町常通寺島148	〃 1
らいおん堂薬局	室戸市吉良川町甲3947	〃 "

吉良川店

みかど薬局茜店 高岡郡四万十町北琴平町1-8 " "

高知県告示第353号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関の廃止について次のとおり届出があった。

平成19年5月11日

医療機関の名称	所 在 地	廃 止 年 月 日
前田医院	須崎市東糸町1-11	平19・4・1
黒原クリニック	四万十市中村於東町18	" " "
大野見診療所	高岡郡中土佐町大野見吉野14	" 3 24
吉村医院	幡多郡黒潮町入野3060	" " 31
川添歯科診療所	南国市岡豊町常通寺島148	" " "
ねむのき薬局	香美市土佐山田町東本町3-1	" " 21
		-17

高知県告示第354号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成19年5月11日

高知県知事 橋本 大二郎			
1	解除予定に係る保安林の所在場所	高岡郡檮原町東川119・204 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)	
2	保安林として指定された目的	土砂の流出の防備	
3	解除の理由	急傾斜地崩壊防止施設用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を高知県森林部治山林道課及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。)	

高知県告示第355号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、嶺北漁業協同組合内共第510号第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更を平成19年4月25日に次のとおり認可した。

平成19年5月11日

高知県知事 橋本 大二郎			
嶺北漁業協同組合 内共第510号 第五種共同漁業権遊漁規則			
(1) 漁業権者の名称及び住所	嶺北漁業協同組合 長岡郡本山町本山530番地		
(2) 漁業権の免許番号	内共第510号		
(3) 遊漁規則の変更の内容	第4条第2項の表中「大豊町穴内の吉野川との合流点の漁業標識から上流の大豊町穴内のJ R穴内駅下の護岸用えん堤まで」を「大豊町中村大王のJ R大杉駅前の大杉大橋から上		

流の大豊町杉の杉駐在所前の漁業標識まで」に、「土佐町土居の石橋」を「土佐町境の常盤橋」に、「9月30日」を「8月31日」に改める。

附則として次のように加える。

この遊漁規則は、高知県知事の認可のあった日(平成19年4月25日)から施行する。ただし、第4条第2項の表の改正規定(「9月30日」を「8月31日」に改める部分に限る。)は、平成20年1月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日

平成19年4月25日

高知県告示第356号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年5月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月11日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 440号
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡檮原町下本村222番1地先から	前	20.0 24.0	116
高岡郡檮原町下本村233番1地先まで	後	13.3 23.5	116

高知県告示第357号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成19年5月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年5月11日

高知県知事 橋本 大二郎

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 足摺岬公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	---------	--------------	------------

土佐清水市足摺岬字八面1293番1から土佐清水市足摺岬字大京1303番2まで	前	3.5 15.5	460	
土佐清水市足摺岬字白ラ瀧1293番6から土佐清水市足摺岬字上灘続山1305番口まで	A	3.5 19.0	170	
土佐清水市足摺岬字八面1293番1から土佐清水市足摺岬字大京1303番2まで	後	B	10.0 48.0	340

高知県告示第358号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき県営住宅（横浜団地及び横浜第二団地に限る。）の家賃の収納事務を平成19年4月1日から高知市瀬戸東町三丁目22矢野伸昌に委託したので、平成14年1月高知県告示第18号（県営住宅の家賃の収納事務の委託）の一部を次のように改正する。

平成19年5月11日

高知県知事 橋本 大二郎

2中
 「十 市 '' 緑ヶ丘一丁目 ''
 を
 「横 浜 高知市横浜新町二丁目
 十 市 南国市緑ヶ丘一丁目 ''
 に、
 「朝 倉 '' 朝倉本町 ''
 を
 「横浜第二 '' 横浜新町一丁目
 朝 倉 '' 朝倉本町一丁目 ''
 に改める。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、安芸市伊尾木岡台土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成19年5月11日

高知県知事 橋本 大二郎

役名 氏名 住所 所

(退任)	
理事	乾 力馬 安芸市伊尾木1008
''	畠山 強 '' '' 306
''	三宮 貞彦 '' '' 116
''	萩野 浩 '' '' 1346
''	有澤 勝郎 '' '' 264
''	畠中 肇 '' '' 1250
''	安養寺忠秋 '' '' 162
監事	小原 巍海 '' '' 306
''	乾 兼敏 '' '' 1007
(就任)	
理事	萩野 雅夫 安芸市伊尾木1336
''	三宮 貞彦 '' '' 116
''	乾 吉久 '' '' 959
''	外京 裕実 '' '' 1248
''	畠山 正心 '' '' 306
''	有澤 俊輔 '' '' 339-3
''	安養寺忠秋 '' '' 162
監事	乾 富士男 '' '' 1008
''	有澤 初彦 '' '' 773-1

公 営 企 業 局 告 示**高知県公営企業局告示第9号**

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき高知県立病院に係る病院事業料金の収納事務を次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成19年5月11日

高知県公営企業局長 中澤 彰穂

病院名	委託業者		委託期間
	所在地	名称	
高知県立安芸病院	東京都千代田区 神田駿河台二丁目 9番地	株式会社 ニチイ学館	平成19年4月1日 から平成20年3月 31日まで
	高知市本丁筋 155番地	有限会社 東央警備	平成19年4月1日 から平成20年3月 31日まで
高知県立幡多けんみん	東京都千代田区 神田駿河台二丁	株式会社 ニチイ学	平成19年4月1日 から平成20年3月

病院	目 9 番地	館	31日まで
----	--------	---	-------

人 事 委 員 会 規 則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月11日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第23号**通勤手当に関する規則の一部を改正する規則**

通勤手当に関する規則（昭和33年高知県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1号中「右欄に掲げる」を「左欄に掲げる」に改める。

第7条中「次の各号に掲げるもの」を「自動車その他の原動機付きの交通用具、自転車その他人事委員会が特に承認する交通の用具」に改め、同条ただし書中「及び地方公共団体又はこれ」を「若しくは地方公共団体又はこれら」に改め、同条各号を削る。

第13条第2項中「について、同号」を「について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同項第1号」に、「職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第2条の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行すること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が生ずることが同号に定める」を「生ずることが当該」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第2条の規定による退職その他の離職をすること。

(2) 長期間の研修等のために旅行すること。

(3) 勤務場所を異にする異動又は勤務公署の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。

(4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。

(5) 第1号から前号までに掲げるもののほか、人事委員会の定める事由が生ずること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年5月11日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第24号**特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則**

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第2 大豊町の項中

中村大王3523 - 7	農業技術センター山間試験室
-----------------	---------------

黒石343- 1 中村大王3523 - 7	地域づくり支援課員駐在所 農業技術センター山間試験室
-----------------------------	-------------------------------

を
「

黒石343- 1 中村大王3523 - 7	地域づくり支援課員駐在所 農業技術センター山間試験室
-----------------------------	-------------------------------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会公告

高知県職員採用上級試験を次のとおり行う。

平成19年5月11日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

1 試験区分、採用予定人員及び勤務先

試験区分	採用予定人員	勤務先
事務職種	行政 20名	知事部局等の本庁又は出先機関
	警察事務 1名	警察本部各課又は各警察署等
土木	3名	知事部局等の本庁又は出先機関
電気	1名	
建築	1名	
水産	2名	
林業	1名	
農業	5名	
保健師	2名	

化学	1名	
心理	2名	
薬剤師	2名	
薬剤師（県立病院）	2名	安芸病院、芸陽病院又は幡多けんみん病院
医療ソーシャルワーカー（県立病院）	1名	
少年補導職員	1名	警察本部少年課又は各警察署等

事務職種の受験者は、「行政」及び「警察事務」の二つの試験区分の中からいずれかを第1志望とし、残りの試験区分を第2志望とすることができる。

なお、採用後の試験区分間の人事交流は、原則としてない。

2 職務内容

試験区分に応じた業務に従事することを基本とするが、専門分野及び適性に応じ、試験区分以外の業務（事務）に従事することがある。

3 受験資格

次の(1)から(4)までに該当する人。ただし、警察事務又は少年補導職員を受験する人は、(2)については、ア（日本国籍を有する人）に該当する人に限る。

(1) 年齢

ア 保健師、薬剤師及び薬剤師（県立病院）

昭和53年4月2日以降に生まれた人

イ ア以外の試験区分

昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人（学歴不問）又は昭和61年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による4年制の大学等を卒業した人若しくは平成20年3月31日までに卒業見込みの人

(2) 次のいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定められている永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定められている特別永住者

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に掲げる人（準禁治産者を含む。）のいずれにも該当しない人

(4) 次に掲げる試験区分については、それぞれの要件を満たす人

ア 「保健師」については、保健師の免許を有する人又は平成20年3月31日までに取得見込みの人

イ 「薬剤師」及び「薬剤師（県立病院）」については、薬剤師の免許を有する人又は平成20年4月30日までに取得見込みの人

4 受験手続

(1) 受付期間

平成19年5月14日（月）から同月31日（木）まで

(2) 申込書の配布場所等

高知県人事委員会事務局、高知県庁本庁舎玄関募集要項コーナー、高知県安芸土木事務所室戸事務所、高知県安芸福祉保健所、高知県中央東福祉保健所（香美市）、高知県中央東土木事務所（南国市）、高知県中央東土木事務所本山事務所、高知県中央西土木事務所（いの町）、高知県中央西福祉保健所（佐川町）、高知県須崎福祉保健所、高知県須崎土木事務所四万十町事務所、高知県幡多福祉保健所（四万十市）、高知県幡多土木事務所宿毛事務所、高知県幡多土木事務所土佐清水事務所、高知県東京事務所、高知県大阪事務所及び高知県名古屋事務所並びに高知県人事委員会のホームページ

(3) 申込書の提出場所

高知県人事委員会事務局

5 試験の日時及び場所

区分	種目	日時	場所
第1次試験	教養試験 専門試験	平成19年6月24日 (日) 午前9時から午後3時15分ごろまで	(高知市) 高知市桟橋通六 丁目2-1 高知南高等学校
第2次試験	論文試験 口述試験 適性検査 身体検査	平成19年7月22日 (日) から同月31日 (火)までの間に実施するが、詳	(東京都) 東京都文京区春 日一丁目13-27 中央大学理工 学部
			高知市丸ノ内二 丁目1-10 高知城ホール 高知市丸ノ内二

		しい日程等については、第1次試験の合格通知に記載する。	丁目4-1 高知県庁北庁舎										
6	試験の方法												
	試験は、次のとおり第1次試験及び第2次試験を行い、最終合格者は、第1次試験と第2次試験との総合点に基づいて、高知県人事委員会において決定する。												
	(1) 第1次試験												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>方法</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教養試験</td> <td>五肢択一式</td> <td>公務員として必要な大学卒業程度の一般的知識及び知能についての筆記試験</td> </tr> <tr> <td>専門試験</td> <td>五肢択一式</td> <td>それぞれの職務に必要な専門的知識、技術等についての筆記試験</td> </tr> </tbody> </table>	種目	方法	内容	教養試験	五肢択一式	公務員として必要な大学卒業程度の一般的知識及び知能についての筆記試験	専門試験	五肢択一式	それぞれの職務に必要な専門的知識、技術等についての筆記試験		
種目	方法	内容											
教養試験	五肢択一式	公務員として必要な大学卒業程度の一般的知識及び知能についての筆記試験											
専門試験	五肢択一式	それぞれの職務に必要な専門的知識、技術等についての筆記試験											
	(2) 第2次試験												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>論文試験</td> <td>職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての筆記試験</td> </tr> <tr> <td>口述試験</td> <td>人物、人柄等についての集団討論及び個別面接による試験（個別面接は、2回行う。）</td> </tr> <tr> <td>適性検査</td> <td>職務遂行に必要な適格性を有するかどうかについての検査</td> </tr> <tr> <td>身体検査</td> <td>職務遂行に必要な健康を有するかどうかについての検査（健康診断書の提出を求める。）</td> </tr> </tbody> </table>	種目	内容	論文試験	職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての筆記試験	口述試験	人物、人柄等についての集団討論及び個別面接による試験（個別面接は、2回行う。）	適性検査	職務遂行に必要な適格性を有するかどうかについての検査	身体検査	職務遂行に必要な健康を有するかどうかについての検査（健康診断書の提出を求める。）	
種目	内容												
論文試験	職務遂行に必要な識見、判断力、思考力等についての筆記試験												
口述試験	人物、人柄等についての集団討論及び個別面接による試験（個別面接は、2回行う。）												
適性検査	職務遂行に必要な適格性を有するかどうかについての検査												
身体検査	職務遂行に必要な健康を有するかどうかについての検査（健康診断書の提出を求める。）												
7	合格発表時期												
	第1次試験の合格者の発表は6月下旬に、最終合格者の発表は8月中旬に行う。												
8	任命等												
	(1) 最終合格から採用までのスケジュール												
	最終合格者は、各試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて提示される。各任命権者は、提示された採用候補者のうちから、順次採用者を決定する。												
		なお、採用候補者名簿に登載されても、受験資格として免許の取得が定められている試験区分については、それぞれの免許を3の(4)に記載する所定の日までに取得しなければ採用されない。											
	(2) 採用の時期												
		採用は、原則として平成20年4月1日以降である。											
	(3) 任命に当たっての考え方												
		「地方公務員として、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職務を行うためには日本国籍を必要とし、それ以外の職務を行うためには日本国籍を必要としない。」という基本原則にのっとった任命が行われる。ただし、警察事務及び少年補導職員に従事することとなる採用者は、この任命に当たっての考え方は適用されない。											
9	給与												
		平成19年4月1日現在の初任給は、行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、170,200円であるが、採用前の職歴等に応じて加算される場合がある。また、このほか期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される。ただし、県立病院の職員の給与については、今後、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の趣旨にのっとり経営状況を反映したものとなることがある。											
10	試験成績の開示												
		この試験の受験者は、成績の開示を請求することができる。											
11	その他												
	(1) この試験についての問い合わせは、次に行うこと。												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>問い合わせ先</th> <th>電話番号</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高知県人事委員会事務局</td> <td>(088) 821-4641</td> <td>高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎</td> </tr> </tbody> </table>	問い合わせ先	電話番号	所在地	高知県人事委員会事務局	(088) 821-4641	高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎					
問い合わせ先	電話番号	所在地											
高知県人事委員会事務局	(088) 821-4641	高知市丸ノ内二丁目4-1 高知県庁北庁舎											
	(2) 試験の詳細については、別に試験案内が作成されているので、参照すること。												
		招 請 公 告											
		次のとおり、芸西天文学習館天体観測システム整備業務の提案書の提出を招請します。											
		平成19年5月11日											
			高知県教育長 大崎 博澄										
1	業務の概要												
	(1) 対象業務												
		芸西天文学習館天体観測システム整備業務											
	(2) 対象業務の特質等												
		提案依頼書による。											
	(3) 履行期限												
		平成20年3月31日(月)											
	(4) 納入場所												
		安芸郡芸西村和食											
		高知県立青少年センター分館芸西天文学習館											
	(5) 見積書の記載方法												
		契約に当たっては、見積書に記載された金額をもって契約金額とするので、提案書の提出者は、見積もった契約金額（消費税に係る課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額）を見積書に記載すること。											
2	提案書の提出者に要求される資格												
		提案書を提案することができる者は、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。											
		なお、2者以上による共同提案は可能とする。											
	(1) 高知県における平成18～20年一般（指名）競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）に登録されている者又は契約の締結時までに登録が予定されている者であること。												
	(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。												
	(3) この招請公告の日から当該業務の提案書の提出の日までの間に高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。												
	(4) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。												
3	提案書等の提出場所等												
	(1) 提案書等の提出場所及び問い合わせ先												
		郵便番号780-0850 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県教育委員会事務局生涯学習課 電話番号088-821-4745 電子メールアドレス310401@ken.pref.kochi.lg.jp											
	(2) 提案依頼書等の交付の期間及び場所												
	ア 手渡しによる交付の場合												
		平成19年5月11日(金)から同月21日(月)(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時30分までの間(午後零時から午後1時までの間を除く。)に(1)の場所で交付する。											
	イ ダウンロードによる交付の場合												
		平成19年5月11日午前9時から同月21日午後5時30分ま											

での間、高知県教育委員会事務局生涯学習課ホームページ
(<http://www.pref.kochi.jp/%7Esyakai/shohgai/>) で
交付する。

- (3) 参加申込書の提出の期限、場所及び方法
平成19年5月21日午後5時30分までに(1)の場所に持参、
郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)又は宅配便(手渡し
したことが証明されるものに限る。)で提出すること。
- (4) 提案書の提出の期限、場所及び方法
平成19年5月11日から同年6月15日(金)まで(日曜日及
び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時30分までの間
(午後零時から午後1時までの間を除く。)に(1)の場所に
持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)又は宅配便
(手渡ししたことが証明されるものに限る。)で提出すること。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号)第39条及び
第40条の規定による。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 関連情報を入手するための照会窓口
3の(1)に同じ。
- (5) 詳細は、募集要領、審査要領及び提案依頼書による。

5 Summary

- (1) Nature of services required: an astronomical
telescope and operation system
- (2) Deadline for tender by hand or mail: 5:30p.m. 21,
May, 2007
- (3) Contact address: The Life-Long Learning Division
of the Kochi Prefectural Government, 1-7-52
Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-0850 Japan
Tel: 088-821-4745 E-mail: 310401@ken.pref.kochi.lg.jp